

社外取締役選任状況と 執行役員制度導入状況

制度調査部
堀内勇世

東証のアンケート調査より

【要約】

コーポレート・ガバナンスに関連して、社外取締役や、執行役員制度が話題となることがある。

しかしながら、「社外取締役の選任状況」や「執行役員制度の導入状況」を把握しようとするのが困難を伴う。

今年7月29日に東証が公表した「コーポレート・ガバナンスに関するアンケートの調査結果について」の中に、この「社外取締役の選任状況」や「執行役員制度の導入状況」に関する記述が存在する。

1. 東証のコーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査

東京証券取引所（以下、東証）は、今年7月29日に4度目のコーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査の結果を公表した^(注1)。

（注1）東証の次のHP参照。

<http://www.tse.or.jp/listing/cg/enquete/index.html>

このアンケート調査の結果は、平成17年3月31日時点で東証に上場する内国会社2,261社（優先出資証券の発行者を含む。）を対象としてアンケート用紙を送付して、対象会社の61.0%である1,379社から回答を得た結果である。

アンケート調査の実施時期は、以下のとおりである。

- ・アンケートの発送 : 平成17年3月31日
- ・アンケート回答期限 : 平成17年4月29日

ここでは、このアンケート調査の結果の中から、「社外取締役の選任状況」と、「執行役員制度の導入状況」に関するごくごく基礎的な数字を紹介する。

2 . 社外取締役の選任状況

社外取締役を選任していると回答した会社は、1,379社中、560社（40.6%）となっている。

< 社外取締役の選任状況について >

人数	社数	割合 (%)
10人以上	3	0.2
6人以上 10人未満	15	1.1
5人	12	0.9
4人	27	2.0
3人	62	4.5
2人	148	10.7
1人	293	21.2
0人	816	59.2
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

全取締役に占める社外取締役の割合	社数	割合 (%)
50%以上 100%	39	2.8
40%以上 50%未満	35	2.5
30%以上 40%未満	48	3.5
20%以上 30%未満	130	9.4
10%以上 20%未満	209	15.2
10%未満(0%を除く)	99	7.2
0%	816	59.2
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

(出所)東証、「コーポレート・ガバナンスに関するアンケートの調査結果について」(平成17年7月29日公表)より



「社外取締役」とは、次の条件をみたした取締役のことである(商法188条2項7号の2)。

その会社の業務を執行しない。

過去に、その会社又は子会社の業務を執行する取締役、執行役又は支配人その他の使用人であったことがない。

現在、子会社の業務を執行する取締役もしくは執行役、又はその会社もしくは子会社の支配人その他に使用人ではない。

3 . 執行役員制度の採用状況

監査役設置会社において、執行役員制度を既に導入済み又は導入することを決定していると回答した会社は、1,317社中、649社（49.3%）となっている。

< 執行役員制度の導入について（監査役設置会社のみ） >

回答内容	社数	割合（%）
a . 既に導入済み又は導入することを決定している	649	49.3
b . 導入することを検討している	106	8.0
c . 導入する予定はない	452	34.3
d . 分からない	110	8.4
回答合計	1,317	100.0

（出所）東証、「コーポレート・ガバナンスに関するアンケートの調査結果について」（平成17年7月29日公表）より



「執行役員」とは、平成9年のソニーの導入以来、多くの会社で採用されてきた法定外の制度である、トヨタの常務役員などもこれに含められよう。業務執行と監督の分離が図られていない取締役会制度を採る従来型の会社（監査役設置株式会社のこと）において、米国のような分離の要素を取り入れるべく導入された制度である。もっとも、取締役数を減少させて取締役会の規模の適正化を図るなどの目的で行われた事例もあったといわれる。〔以上「岩波 現代経済学事典」（岩波書店）より抜粋の上、一部変更を加えた。〕